

税理士上田のご挨拶

～目次～

税理士上田のご挨拶

「経営革新等支援機関」に認定されました

皆さん、こんにちは。12月になり、今年もあと1月となりました。これから忙しい時期になり寒さも増してきますが、風邪などひかぬようにご注意ください。

旬の話題

さて、今年、表題の「経営革新等支援機関」について、お話ししたいと思います。これは、今年の8月30日に施行された「中小企業経営力支援法」に基づき、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う機関を国が認定するという制度です。その第1号は、11月5日に認定されました。近畿経済産業局管内で370機関、全国では2,012機関が認定を受けました。

お客様訪問日記

Surplus～サープラス～

私どもの事務所も同日付で、財務局長及び経済産業局長から、「経営革新等支援機関」として認定されました。

お仕事仲間

この機関は、税務・金融・企業財務に関する専門的な知識を有している者の内一定の条件に合致する機関を国が認定します。全国の金融機関、税理士、弁護士、コンサルタント等が認定されています。で、何をやる機関かと言いますと、「中小企業の経営課題の解決」と「海外進出する中小企業の支援」の為に、経営分析・経営計画の策定支援・中小機構と連携しての専門家紹介等を行います。

ほっと一息

いよやかなの郷に行ってきました!

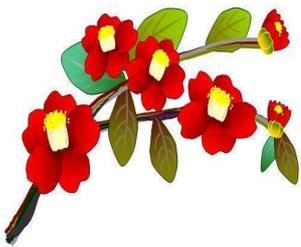
経営革新等支援機関がこれらの支援を行うことによって、経営状況の分析・現状把握・経営課題の明確化等が進み、中小企業の「経営力」の強化に繋がると考えられています。また、その結果、信用保証協会の保証料が減額されたり、金融機関からの信頼性が向上し「資金調達力」の強化にも繋がります。

編集後記

私どもの事務所でも、以前から行っている「税務・会計の指導」「経営計画の策定支援」「会計の自計化推進」等の業務に益々磨きをかけ、下記の方針でお客様の応援に全力を尽くしたいと思います。

- 1、社長の「夢の実現」に向けて事業計画の策定を支援します。
- 2、毎月、貴社を訪問し、親身に経営アドバイスをいたします。
- 3、正しい会計ルール（「中小企業会計要領」等）の積極的な活用を支援します。
- 4、信用保証協会や銀行から信頼される決算書の作成を支援します。
- 5、TKCシステムの利用を通じて、毎月、現状を分析し、打ち手を提案します。
- 6、社長ご自身が、自信を持って、業績と事業計画を説明できるように支援します。
- 7、貴社への金融機関等からの信頼性が高まり、資金調達力が向上するよう支援します。
- 8、経営者塾等を開催し、社長さんに勉強の場を提供します。

平成24年12月1日(土)
税理士 上田 兵二



旬の話題 ～源泉所得税のご案内～

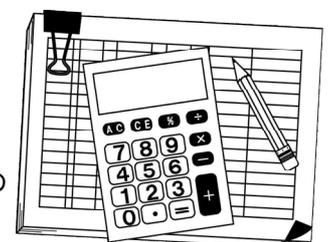
編集担当: 有留 奈美

10月の事務所通信でもご紹介させて頂きましたが、源泉所得税について再度ご案内させて頂きたいと思います。昨年12月に、東日本大震災からの復興財源の確保のための特別措置法が公布され、これによって、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に発生する所得について、復興特別所得税を併せて、徴収することになりました。

給与からの源泉徴収税については、平成25年1月1日以降の支払から、源泉徴収税額表が変更されますので、その表に基づいて源泉徴収をしなければなりません。(PXをご利用頂いている場合はシステムが自動的に計算します。)また、この復興特別所得税は「報酬に係る源泉所得税」にも影響します。つまり、個人に対して支払う講演料や原稿料、ホステスや税理士等の士業に対して支払う報酬も変わります。具体的には、支払金額の10%を源泉徴収していたのが、来年平成25年の1月の支払以降、復興特別所得税がプラスされた10.21%の源泉徴収に変わります。

このことから、毎月、当事務所が皆様にご請求させて頂いている顧問料の金額は変わらないのですが、皆様からお預かりする源泉所得税の金額が変わります。なので、引落とし金額は、1月分から少し減額されますので、ご了承ください。

少し計算がややこしくなりますが、1月分から徴収する源泉所得税の計算については、お間違えないように、十分ご注意ください。



お客様訪問日記

～毎月巡回監査で訪問しているお客様をご紹介します～

今回のお客様は テンダネス株式会社『The Cole Bar』 様です

ご協力ありがとうございました！【巡回監査担当:岩岡 信介】

今月は12月の忘年会シーズンにぴったりの『The Cole Bar(ザ コールバー)』さんをご紹介します。『The Cole Bar』さんは、当事務所の開業当初からのお客様で、非常に長いお付き合いをさせて頂いております。

バーテンダーでもあり経営者でもある室田さんが、7年間の修業の後、27歳の時に、自分らしさを表現するため、ごくごく自然な流れで独立されました。今ではミナミに腰をおろされてから、13年となります。

室田さんは、NBA(日本バーテンダー協会)という団体に所属しておられ、日々カクテルの技術向上に邁進しておられます。そんな中、年に一度だけ、全国のバーテンダーが一同に介して行われるカクテルコンテストがあるのですが、室田さんは支部大会・関西大会と勝ち進み、見事全国大会にまで選抜された経験があるほどの腕の持ち主です。その時の勝ち進んだ、オリジナルカクテル『ジュレ』もお店で味わえるそうなので、お店にお立ち寄りの際は、オーダーしてみたいはいかがでしょうか。

室田さんが作るカクテルはどれもおいしいのですが、中でも一番のお勧めは、オリジナルフレッシュフルーツカクテルです。季節のフレッシュフルーツを使って、お客様の好みを聞いて仕上げてくれるカクテルは、いつ何を飲んでも感動的な味わいです。

もちろん、モルトウイスキーも店内に充実しており、モルト好きにはたまらないボトル達がカウンター越しにずらっと並んでいるので、時間がたつのを忘れてしまうくらい、ゆっくりとくつろいでお酒を楽しむことができます。

そんな室田さんにお店を経営される上で、一番大切にされていることをお聞きすると『人を大事にする、そして人の心を大切にすること』だそうです。また、13年間もお店を経営していると、お客様から『このお店は、昔からスタイルが変わらないから、いつ来ても安心してお酒を楽しめる。ずっと変わらず頑張ってください！』という、言葉をよく頂くそうで、そのようなお客様の言葉を聞く度に、お店のスタイルを変えることなく継続していくこともとても大切な事と感じ、日々新たな気持ちでお客様と向き合うことができるそうです。バーの業界というのは、ただ単純に美味しいお酒を味わってもらうだけでなく、目に見えない心と心の付き合いの中でお酒を楽しんでもらうことが、もっとも重要なことであると、室田さんはおっしゃいます。



『お気に入りのお酒を探してみたいかどうか』

The Cole Bar(ザ コールバー)

住所:大阪市中央区心斎橋筋2-1-10
サンポアビル4階

電話:06-6214-3666

営業時間:

月～土曜日 18:00～翌5:00

日～祝日 18:00～翌1:00

定休日:年中無休

今後の展望をお聞きしますと、チャンスがあれば店舗を増やしていきたいという気持ちもあるのですが、やはり一番はミナミの老舗のバーになりたい事が一番の目標だそうです。60歳になっても70歳になってもカウンターに立ち続けて、生涯現役であり続けたいと、職人氣質の室田さんらしいお言葉を最後に聞かせて頂きました。

ミナミで美味しいお食事の後は、是非一度、『The Cole Bar』さんで美味しいお酒を味わってみてください。きっと、室田さんの作るカクテルの虜になるはずです！

今月は、忘年会のシーズンですので、グループでご利用の際は、事前にご予約を入れて頂いた方がスムーズかと思えます。



『The Cole Bar』



『ゆっくり過ごせるテーブル席』

『経営者の退職金準備と所得税節税の決定版！ ～小規模企業共済～』

小規模企業共済は国がつくった「経営者の退職金制度」です。小規模企業の個人事業主が、事業を廃止した場合や会社等の役員が役員を退職した場合など、会社から第一線を退いたときに、それまで積み立ててきた掛金に応じた共済金を受け取ることができます。

この共済を活用するメリットは2つあります。ひとつは払い込んだ掛金が全額所得控除の対象となること、もうひとつは、共済金を一括で受け取った

場合には退職所得として課税されることです。つまり、退職金を積み立てながら毎年の所得税の負担を減らし、積み立てた退職金を受け取る時も所得税が優遇されます。節税効果と資産形成を、同時にできる魅力は見逃せません。

万が一の時は、貸付をうけることもでき、まさに中小企業経営者のための共済となっています。加入資格や節税額など、詳しいことは担当者にお問い合わせください。



○ 試算条件
各条件を入力後、「計算実行」ボタンをクリックしてください。

1. 本日に加入されたものとします。
加入年月 2012年 11月 (平成 24年 11月)

2. 「脱退年月」に、事業廃止や老齢給付等によって共済金をお受け取りになる見込みの年月を入力してください。
脱退年月 西暦 年 月
 平成

3. 「掛金月額」に、毎月の掛金の額を入力してください。(1,000円～70,000円 500円きざみ)
掛金月額 00 円

4. 「課税所得金額」に、課税される所得金額を入力してください。(200～1,000万円)
※ 入力されなくても共済金額は計算できます。
課税所得金額 万円

『加入後の節税効果を、シミュレーションができます。』
<http://www.smrj.go.jp/skyosai/simulation/index.html#>

お仕事仲間♪

編集担当: 西村 麻耶

上田税理士事務所では、皆様からの様々なご要望にお応えするために、外部の専門家の方々と提携しております。今回は、不動産について普段お世話になっている各ハウスメーカー様のご紹介です。

皆様の中には、相続対策をお考えの方もいらっしゃるのではないのでしょうか。上田税理士事務所では、相続のご相談を頂くことが多々あります。特に、不動産の相続については高額な相続税が発生する事が考えられますので、税金を納めるための資金が確保出来なければ、相続で取得した不動産を手放さないといけなくなるかもしれません。

そのような事態を避けるためにも、事前の相続対策が必要になります。特に不動産に関しては、事前にご相談いただければ、対策をご提案する事ができます。上田税理士事務所ではハウスメーカーと提携していますので、相続対策の方法のアドバイスだけでなく、不動産に関する具体的なアドバイスをすることが出来ます。相続に関してお悩みの方、不安がある方は、いつでも上田税理士事務所へご相談ください。

また、相続対策だけでなく、資産をもっと有効活用したいという方も、是非ご相談ください。売りたい・買いたい・活用したい、お客様の様々なニーズに合わせて、不動産と税務の面から、アドバイスをさせていただきます。

何かお困りの事があれば、いつでもお気軽にご相談ください。

各ハウスメーカー提携先 (50音順)

- ・積水ハウス株式会社
- ・積和不動産関西株式会社
- ・大和ハウス工業株式会社
- ・日本住宅流通株式会社
- ・パナホーム株式会社



『今年を振り返って』

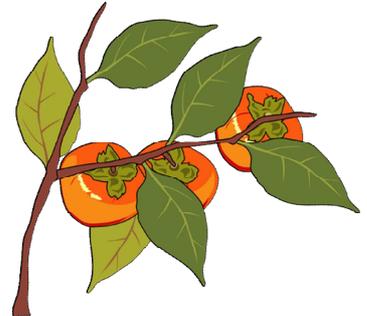
皆さんのこんにちは。12月、今年最後のこのコーナーは吉田の担当となります。

偶然にも、今年最初のこのコーナーも吉田が担当していたのですが、はやいものですね、もう一年が過ぎようとしています。

個人的には、2012年は第2子の誕生、自宅の新築、引越しといろいろとイベントの多い年であったという間に過ぎた感があります。正直いろいろありすぎて年初に立てた目標はすっかり忘れてしています...。(笑)

しかし改めて考えてみると、1年前とは家族の人数も違えば、住んでいる場所も変わっています。さらに振り返れば、2年前は違う仕事をしていましたし、3年前は子供もいませんでした。毎年、1年間あつという間のようでいて、いろいろなことが起こっているんですね。そんなわけで、仕事では計画が重要だといいいながら、1年後の自分を想像することすら、よくてできていません。まあそれが不安でもあり楽しみでもあるのですが。

皆さんはこの1年を振り返ってみてどうでしたか。毎日忙しく過ごして気づかなくとも、改めて振り返ってみると1年前の自分とは意外と多くの点で違っているかもしれません。



編集担当: 小長野 裕基

いよやかの郷に行ってきました!

11月2日から一泊二日で、お客様へさらなる質の高いサービスの提供を目指していく為の戦略会議をするために、岸和田にある『牛滝温泉いよやかの郷』へ行ってきました。

まず、朝からSWOT分析を活用し、上田税理士事務所の事務所の強みと弱み、機会と脅威を一人一人考え、発表を行いました。その後は、全員で戦略を意思統一し、今後の重点課題と目標の絞り込みを夕方まで話し合いました。その甲斐あって、来年1年間の戦略目標が、例年以上に質の高いものにすることができました。

会議後は、野外のキャンプ施設でバーベキューを行いました。ただ、いよやかの郷の従業員さんに本当にするんですか? 念を押して聞かれるぐらいの寒空でしたので、バーベキューを行うつわものは、私達しかおらず、貸し切り状態でのバーベキューとなりました。バーベキュー後も、室内で歓談や露天温泉に入り、日頃の疲れをリフレッシュすることができました。



2年ぶりの「いよやかの郷」で、本格的な戦略会議ができたので、気力もやる気も十分!! 今後もより一層お客様の発展の為に全力で突っ走っていきますので、今後ともよろしく願います。

編集後記

編集担当: 有留 奈美

今年最後の事務所通信～Profitter～はいかがだったでしょうか? 去年の5月から始まり、今回で20回目の発行となりました。最初の方は、お見苦しかった部分もたくさんあったとは思いますが、関与先様をご紹介させて頂く『お客様訪問日記』をはじめ、たくさんの方々にご協力頂き、誠にありがとうございました。

来年も、皆様のお役に立てる情報をたくさんご紹介させて頂く予定です。ぜひ、ご期待ください。



上田税理士事務所

〒542-0081
大阪市中央区南船場4-11-20
心齋橋アルテビル4階

TEL 06(6253)5885
FAX 06(6253)7557
E-mail info@zh-beruf.com

* 毎月15日に、経営に役立つ情報満載のメルマガを配信しています。ご希望の方は、ホームページからご登録頂くか、巡回監査担当者にご連絡下さい。

是非、ホームページもご覧ください。http://www.zh-beruf.com

今年も一年間、拝読いただきありがとうございました。